

第19回塩尻市地域公共交通協議会兼第1回塩尻市地域公共交通協議会 議事録

- 1 日 時 令和元年6月27日(木) 午後1時30分から3時00分まで
- 2 会 場 塩尻市役所5階 大会議室
- 3 出席委員 37名中31名 (内 代理出席4名)
小口 利幸会長
1 柳沢 賢一委員、2 二條 宏昭委員(代理 齊藤 敦 様)、3 濱 哲也委員
4 櫻井 利朗委員、5 千葉 周一委員、6 二木 正昭委員、7 中野 富夫委員
8 酒井 正文委員、9 小林 清人委員、10 斎藤 幸男委員、11 北沢 豊委員
12 西窪 福男委員、13 神戸 嘉久委員、14 宮原 正委員、15 荻上 弘美委員
16 柳沢 吉保委員、17 芦澤 千恵子委員、18 森 勝利委員
19 石原 幸宏委員(代理 足助 優二 様)、20 丸山 泰正委員、21 百瀬 信委員
22 宮原 利明委員、23 細井 良彦委員、24 渡澤 竜一委員
25 宮島 克夫委員(代理 清水 斉 様)、26 小林 裕之委員、27 中野 昭彦委員
28 小林 雅秀委員(代理 大野 直希 様)、29 飯島 聡委員、30 中島 芳郎委員
31 塩原 悟文委員
- 4 欠席委員6名
1 中沢 昌稔委員、2 飯澤 和也委員、3 小野 清高委員、4 井藤 太亮委員
5 松井 道夫委員、6 西窪 道夫委員
- 5 職務のために出席した事務局職員 10名
1 事務局長 都市計画課長 曾根原 博、2 課長補佐 武居 寿明
3 都市計画課計画係 担当係長 浅川 忠幸、4 都市計画課計画係 主事 太田 貴也
5 経営戦略課長 小松 秀典、6 福祉課地域福祉係 係長 上條 さやか
7 長寿課高齢支援係 係長 青木 大忠、8 教育総務課学校支援係 係長 武井 充
9 こども課 課長補佐 林 和子、10 観光課長 上條 吉直
- 6 記者 3人
・市民タイムス
・信濃毎日新聞
・中日新聞
- 7 その他 3人
オブザーバー アルピコタクシー株式会社 井上 恭男 様
傍聴人 株式会社エイト日本技術開発 2名
- 8 公開・非公開の別 公開
- 9 会議録作成年月日 令和元年7月5日(金)

協議事項等

■ 会議次第

1 開会

2 委嘱書交付

3 市長あいさつ

4 報告事項

- | | | |
|---------------------------|--------|--------|
| (1) 地域振興バス運行状況について | 報告事項 1 | 3P～5P |
| (2) 塩尻市地域公共交通網形成計画の策定について | 報告事項 2 | 6P～9P |
| (3) 塩尻市地域公共交通協議会の設置について | 報告事項 3 | 9P～10P |

5 協議事項

- | | | |
|---------------------------------|---------|---------|
| (1) 塩尻市地域公共交通協議会規約（案）について | 議案第 1 号 | 11P～13P |
| (2) 塩尻市地域公共交通協議会役員を選出について | | |
| (3) 塩尻市地域公共交通協議会事務局処務要領（案）について | 議案第 2 号 | 14P～15P |
| (4) 塩尻市地域公共交通協議会部会設置要領（案）について | 議案第 3 号 | 16P～17P |
| (5) 塩尻市地域公共交通協議会財務要領（案）について | 議案第 4 号 | 18P～20P |
| (6) 塩尻市地域公共交通網形成計画策定スケジュール等について | 議案第 5 号 | 21P～22P |
| (7) 生活交通確保維持改善計画（案）について | 議案第 6 号 | 23P～28P |
| (8) 地域振興バス運行経路の一部変更（案）について | 議案第 7 号 | 29P～31P |

6 その他

7 閉会

4 報告事項

(1) 地域振興バス運行状況について (事務局 太田説明) 報告事項1 3P～5P

資料の3ページ地域振興バス乗車人数集計表は、平成11年の運行開始以来の乗車人数について、路線別年度別にまとめた資料になり、4ページがその数値について、グラフ化した資料でございます。本市における地域振興バス運行業務につきましては、檜川線以外の9路線を道路運送法4条路線として、アルピコタクシー株式会社に、道路運送法78条路線である、檜川線、自家用有償旅客運送につきましては、大新東株式会社に、市所有のバスを運行・管理とも委託し、業務を行っているところでございます。

3ページの表中、黒い太枠で色付けされている部分が各項目のピーク時の数字となっており、全体としての乗車人数は、平成20年度の169,389人をピークに減少傾向にある状態で、利用者数の減少が大きな課題となっております。

3ページ下の部分をご覧くださいますと、平成11年の運行開始以来の改正内容について、主だった部分を記載してございます。直近では平成30年度の4月に全路線を対象とした見直しを行っており、また今年度4月からは、塩尻東線の新規バス停追加、みどり湖・東山線のバス停名の変更を行いました。この運行計画等の見直しについては、利用者アンケートをベースとした3年に1度を目安とした全路線の見直しのほか、道路事情の変化や運行事業者及び利用者の要望による軽微な変更については、必要に応じて公共交通会議で議論を行う中で見直しを行い、利便性の向上に努めているところでございます。

次に5ページの、地域振興バス乗車人数集計（路線別）と書かれた資料になりますが、平成30年度1年間の乗車人数について路線別に傾向を分析した資料になります。

全体としては、前年度比マイナス6,837人、4.57%の減となっておりますが、特に減少幅が大きい路線としては、みどり湖・東山線、宗賀線、広丘駅循環線の3路線でございます。要因については、運行業者にヒアリング等を行う中で、分析を進めておりますが、高齢化に伴う固定客の減少、また宗賀線においては、国道沿いにあるコープながのに通勤で地域振興バスを利用していたお客様が、企業側で塩尻駅までの送迎バスの運行を始めたため、それに伴い利用者が大幅に減少したと推測されます。一方で前年度と比較して、増加した路線としては、塩尻北部線、北小野線の2路線でございます。

まず、塩尻北部線については、前年度プラス3,421人となっており、1便当たりの乗車率についても0.05%増加しており、こちらは平成30年のダイヤ改正時に塩尻駅発10時30分の便を増便していることが要因であります。

次に、北小野線については、前年度比プラス863人となっております。平成30年のダイヤ改正時に、軽微な時刻変更をおこないましたが、増加要因としては塩尻東保育園の西側にありました、みどりの郷が、昨年度1年間ふれあいセンター東部にリニューアルするにあたり、改修工事が行われた影響で利用できなくなったため、入浴を目的としてみどりの郷に訪れていたお客様が、北小野公民館の無料入浴施設に行く目的で利用したため、利用者人数が増加したと推測されます。

このような状況の中で、本市の実情に即した交通システムを構築していくことが大きな課題となっておりますので、本日の会議の中でも後程ご説明をさせていただきますが、公共交通マスタープランである「塩尻市地域公共交通網形成計画」の検討を進める中で、次回のダイヤ改正等にも計画内容や利用者の声を反映し、利便性の向上に努めて参りたいと思っております。

(1) 報告事項1 地域振興バス運行状況については以上でございます。

濱 哲也委員

塩尻東線の運行経路について、昨年度のダイヤ改正時にみどり湖団地まで経路を延伸しましたが、利用者がほとんどいないというのが実態です。なぜこのような見直しを行ったのかその経過を教えてください。

事務局 都市計画課 太田

理由としては、ダイヤ改正時のアンケートで要望が多かったこと、塩尻東線で経由しているみどりの郷（現塩尻東保育園前）がふれあいセンター東部にリニューアルするにあたり、改修工事が施工されることが決まっていたことから、みどりの郷に入浴を目的としてバスを利用していたお客様が代替としてみどり湖の社会福祉センターに行けることを目的としたこと、みどり湖団地のお客様が改修後のふれあいセンター東部にアクセスできることを見込んで対応したものです。

(2) 塩尻市地域公共交通網形成計画の策定について（事務局 浅川説明） 報告事項2 6P～9P

人々が自立した生活を営む上で「移動」は欠かせないものですが、地域公共交通の現状と課題といたしまして、自動車への依存の高まりや、公共交通の路線の減少、さらに利用者の減少といったいわゆる「負のスパイラル」に陥っている状況が見られ、このままでは地域で公共交通が成り立たなくなる可能性もあります。

また、社会的要因といたしましては、進展する少子高齢化等により、バス停まで歩くことができないですとか、自動車を運転したいが運転に自信がないために運転免許を返さなければならないといった課題も生じております。

このような状況のなか、本市におきましても全国的な傾向と同様に、少子高齢化やマイカー等の普及を1つの要因として、地域振興バスの利用者数が平成20年度をピークに減少傾向にあることや、高齢化の進展を背景として、デマンド型交通等の新たな交通形態の要望もあり、社会情勢の変化や多様化するニーズに応じた対応が急務となっております。

次に、塩尻市のこれまでの公共交通の計画についてご説明させていただきます。

これまで、本市におきましては、「塩尻市地域交通利用構想」を平成19年3月に策定しており、計画の概要として、主に地域振興バスを対象に「運行の効率化」や「利用者ニーズへの対応」を通じて地域振興バスを公共交通の「核」とするための計画でありました。

しかしながら、この計画につきましては、先程ご説明させていただいた社会的要因や多様なニーズに対応する交通網を実現するという観点においては、2点の課題があると考えております。課題の1点目として、計画自体が地域振興バスに限定したものになっていることから、鉄道・タクシーといった公共交通同士の連携が図られていないこと、2点目としてデマンド交通等をはじめとする新たな交通形態の導入に向けた調査や検討がされていないということから、現行計画では、多様化する利用ニーズへの対応が困難であり、地域全体を見渡した総合的な公共交通ネットワークを形成することが困難となっている状況です。

次に、7ページ下のスライドになりますが、本市が目指す公共交通の方向性についてご説明させていただきます。

まず初めに、図中左上の地域振興バスについてですが、地域振興バスは平成11年の運行開始以降、約20年に渡り市民の「生活の足」として定着していることから、今後も市域を網羅する基幹交通として、路線の見直しやダイヤ改正等により、効率的な運行が必要となってまいります。

次に、図の中央部分になりますが、本市の中心市街地をはじめとして、地域振興バス、JR及びタクシー等と公共交通同士の連携・協力により、公共交通の利便性向上を図ってまいりたいと考えております。

続きまして、農山村集落におきましては、特に高齢化の進展が顕著あり、会議の冒頭でもご説明

させていただきましましたとおり、バス停まで歩いて行けないという意見やドア・ツー・ドアのデマンド交通等の要望をいただいているところです。このような状況のなか、本市の農山村集落では、地域特性、地理的条件、課題及びニーズも地域毎で異なることが予想されるため、地域に適した交通形態の導入を今後検討してまいりたいと考えているところです。

最後に図の左下に、まちづくり、観光、福祉、教育等の多くの分野との連携と記載してありますが、地域公共交通の維持や改善は単なる交通分野の課題解決に留まらず、まちづくり、観光、さらには健康、教育、福祉、環境等の様々な分野で大きな効果をもたらすことから、それぞれが連携し、公共交通を検討することが重要となってまいります。

以上が、本市の目指す方向性として考えているところでありますが、これらの計画や施策を進め、地域にとって望ましい公共交通網を実現するためには、公共交通全体を網羅する「マスタープラン」が必要であることから、本市において塩尻市地域公共交通網形成計画を策定することとしたところであります。

次に資料8ページの上段をご覧ください、地域公共交通網形成計画の位置づけになります。

地域公共交通網形成計画は交通政策基本法の基本理念や基本方針に則り、地方公共団体が中心となり、事業者と協議・連携の上、この後にご説明させていただきます協議会を開催して策定してまいります。また、この計画は市政における全ての施策の基本となり、今後の進むべき方向を明確にするための総合的かつ長期的な計画である「第五次塩尻市総合計画」や、将来のまちづくりの方針を定める「塩尻市都市計画マスタープラン」さらには、人口減少超高齢社会に対応する計画である「塩尻市立地適正化計画」と整合を図りながら策定してまいります。

8ページ下段のスライドをご覧ください。この計画で定める上での基本方針になります。主なものとして、「1」まちづくり、観光振興等の地域戦略との一体性の確保、「3」の地域特性に応じた多様な交通サービスの組み合わせ、「4」として、住民の協力を含む関係者の連帯等に留意しながら計画策定を進めてまいります。

策定する計画につきましては、少しイメージがしづらいかと思いますが、塩尻市の公共交通に対する基本的な方針、対象区域、目標達成に向けた主要施策等を計画に位置付けて策定してまいります。最後に、資料9ページになりますが、地域公共交通網形成計画の策定状況になります。全国で既に500の自治体で策定されております。また、長野県内におきましても、77市町村中31の市町村で策定されており、近隣では、松本市・山形村、安曇野市においても策定されている状況です。

報告事項2 塩尻市地域公共交通網形成計画の策定については以上でございます。

(3) 塩尻市地域公共交通協議会の設置について (事務局 浅川説明) 報告事項3 9P~10P

当該協議会は、地域公共交通網形成計画の策定に必要とされる協議会で「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律」第6条に位置づけられる法定協議会になります。資料10ページ上段のスライドをご覧ください。

これまで本市におきましては、青丸でお示しした道路運送法に基づく「塩尻市地域公共交通会議」を設置し、主にバス・タクシーの運行に関する内容を協議してまいりましたが、この地域公共交通会議を兼ねる形で緑の丸でお示ししている「地域公共交通協議会」を本日設置させていただくとともに、下部組織として主に地域公共交通網形成計画の素案等を作成する黄色の丸でお示した部会を設置するものです。

具体的な構成メンバーにつきましては、下図をご覧ください。これまでの青枠で囲まれた地域公共交通会議の構成メンバー30名に、新たに学識経験者、観光、福祉及び健康等の必要な関係者の皆様を7名追加させていただき、緑の枠で示した総勢37名で構成される「塩尻市地域公共交通協議会」を設置するものです。また、その下の黄色の枠でお示しさせていただいている部会につきましては、緑色の枠で囲われた地域公共交通協議会のメンバーのなかから、特に公共交通に深く関係

するメンバーの皆様に参加いただき、地域公共交通網形成計画の素案等を作成するため、事前に深い議論や、関係者間で議論内容の調整を図ったりすることで検討をより効率化することを目的に設置するものです。

いずれにいたしましても、大変多数のメンバー皆様に参加いただくこととなりますが、今後も持続可能で多様なニーズに対応する地域公共交通網を実現するためには、様々な分野の皆様との連携が必要となってまいりますので、ご協力のほどよろしくお願いいたします。

報告事項 3 塩尻市地域公共交通協議会の設置については以上でございます。

5 協議事項

(1) 塩尻市地域公共交通協議会規約（案）について（事務局 太田説明） 議案第1号 11P～13P

事前に委員の皆様へ、承認案件については送付をさせていただき、内容のご確認をいただいておりますので、細かな条文等の説明は割愛させていただき、大まかな内容についてご説明をさせていただきます。

こちらは、網形成計画の策定に必要な法定協議会の設置にあたり、協議会の運営方針等についてまとめた規約（案）になります。協議会の目的としては、第3条に掲げてあるとおり、網形成計画の作成及び、変更、実施に関することを目的として協議会を設置いたします。

続いて、第5条には、協議会に配置する役員について記載をしており、小口塩尻市長を会長とし、以下、副会長、監査員を置くこととしておりますが、この規程について、事前配布させていただいた資料から一部追記させていただいております。第5条第7項の部分になりますが、趣旨としては協議会としての収入・支出が発生しない場合は、監査員の配置はせず、それに伴い第7条の監査員に係る事項は適用しないというものです。地域公共交通協議会を設置している市町村の多くは、年度ごとの会計を持ち負担金、補助金などを歳入とし、運営費や網計画策定の事業費を歳出としておりますが、本市の協議会は今のところ各団体から負担金などを徴収する予定がないことや、また、網計画の策定については市の負担で行うこととしておりますので、協議会としての収入支出はございません。従いまして、この条項を追記させていただきましたが、今後、協議会の設置や網計画の策定により、国や県の助成を受けながら協議会として実証実験や車両購入などを行うことなども想定されますし、また協議会における計画関連事業は今後重点的に国等の支援が行われることが予想されるため、このような場合にも柔軟な対応が行えるよう、財務要領（案）についても本日あわせて、ご審議いただきたいと考えております。

次に第6条では、委員の任期について定めておりますが、公共交通会議と同様に任期は2年といたします。次に第7条の事務局については、交通施策を担当する課のほか、網形成計画の策定に当たっては、交通分野だけに限らず、関連する福祉、教育、観光分野との連携のほか、塩尻市の最上位計画である第5次総合計画との整合を図ることが必要不可欠であることから、第7条第3項で網形成計画の作成に関連する課等を参加させることができると規定をさせていただき、事務局に庁内の関係課である、経営戦略課、福祉課、長寿課、教育総務課、こども課、観光課の職員に参加していただき、関連部署と連携を図る中で、計画策定を進めて参りたいと考えております。

その他事務局の運営に関し必要な要領については、後程協議事項の（3）でご説明をさせていただきますが、事務局処務要領（案）で定めております。次に、第10条では、議事録について規定をさせていただきまして、多くの皆様へ協議会に参加をいただいていることから、適正に会議の結果を管理し、また運用していくため、議事録署名人を会議ごとに2名以上選任させていただくという規定を設けさせていただきたいと思っております。

次に第11条では協議会に下部組織に当たる部会について規定をさせていただいており、細かな運営内容については、協議事項（4）でご説明をさせていただき、部会設置要領（案）において定めております。

次に第12条では財務に関する事項を規定しておりますが、こちらも細かな内容については協議事項（5）でご説明をさせていただき、財務要領（案）で定めております。

なお、この規約を変更する場合は第14条で規定しているとおり、協議会での承認をえることとしております。その他の部分は、一般的な会議運営に係る規定になりますので、説明は割愛させていただきます。

第1号議案「塩尻市地域公共交通協議会規約（案）」については以上でございます。
委員の皆様のご協議をお願いいたします。

《承認》

(2) 塩尻市地域公共交通協議会役員を選出について

塩尻市地域公共交通会議設置要綱第5条第1項及び塩尻市地域公共交通協議会規約第5条第4項の規定により、小口利幸会長から副会長として中野建設事業部長を指名。

(3) 塩尻市地域公共交通協議会事務局処務要領（案）について 議案第2号 14P～15P

(4) 塩尻市地域公共交通協議会部会設置要領（案）について 議案第3号 16P～17P

(5) 塩尻市地域公共交通協議会財務要領（案）について 議案第4号 18P～20P

(事務局 太田説明)

議案第2号、塩尻市地域公共交通協議会事務局処務要領（案）、議案第3号協議会部会設置要領（案）、議案第4号協議会財務要領（案）について事務局から一括してご説明をさせていただきます。こちらの内容についても事前に皆様にお配りをし、確認をいただいているので、大まかな内容についてご説明をさせていただきたいと思っております。

まず、まず事務局処務要領（案）については、協議会規約第7条4項に係る要領でございますが、協議会事務局において必要な事項を定めております。内容については、先ほども規約の部分でご説明をさせていただいたとおりですが、事務局の構成については第3条で規定しており、事務局長は交通施策を担当する都市計画課の課長をあて、その他庁内で関係する部署を事務局職員としておき、適正な事務局運営に努めて参りたいと思っております。その他の部分は、一般的な規定となりますので、条文の説明については割愛させていただきます。

次に、議案第3号、塩尻市地域公共交通協議会部会設置要領（案）についてですが、規約第11条第2項の規定に係る部会の設置について、必要な事項をまとめたものでございます。部会の構成員としては、第4条に規定しているとおり協議会委員の中から構成することとなっております。2月の会議においても素案をお示しさせていただきましたが、17ページに記載のとおり、運行事業者、交通事業者、国、県、等の関係機関のほか、日本都市計画学会等に所属し、交通計画・都市計画分野の研究に従事され、長野県のような市町村の交通計画についてご尽力をいただいている、長野工業高等専門学校教授の、柳沢先生に参画をいただき、資料に記載の13名で構成し、具体的な計画内容の検討等を行って参りたいと考えております。

次に協議会財務要領（案）についてですが、こちらは協議会規約第12条第3項の規定に係る財務要領（案）でございます。内容については、予算に係る事項、現金の出納に係る事項、会議の報酬及び費用弁償に係る事項等について規定をしておりますが、協議会及び部会の費用弁償を支払う根拠や、今後協議会で会計を持つ場合にも柔軟に対応できるように、要領を定めるものでございますが、細かな条文の内容説明は割愛させていただきます。議案第2号、議案第3号、議案第4号は以上でございます。

委員の皆様からのご審議をお願いいたします、

千葉委員

議案第3号、部会設置要領(案)の第5条第2項に「会務を総理する」とありますが、総理という言葉はあまり聞きなれない表現ですが、特別な意味があるのでしょうか。

事務局 都市計画課 太田

特別な意味ということはありませんが、会議をまとめるという意味の表現として、庁内の担当部署(総務人事課 行政係)と協議をし、同様な会議規定との照合を行い内容を精査した結果、総理するという表現を採用している規定が多かったため、統一を図るという部分でこのような表現を採用しました。

《承認》

(6) 塩尻市地域公共交通網形成計画策定スケジュール等について 議案第5号 21P～22P

議案第5号 塩尻市地域公共交通網形成計画策定スケジュール等についてご説明させていただきます。全体スケジュールといたしましては、来年度(令和2年度末)までに計画を策定し、令和3年度に計画を公表してまいりたいと考えております。

今年度の詳細なスケジュールにつきましては、7月中旬に業務委託の発注を行うとともに、アンケート調査に使用する調査票について、国交省北陸運輸支局の方からもご助言等をいただくなかで、作成してまいりたいと考えております。その後、8月～9月を目途に市民ニーズ調査及び公共交通利用者アンケートを行い、10月～11月に調査結果の取りまとめ集計、さらに12月～4月にかけて新たな交通形態の検討を行ってまいりたいと考えております。新たな交通形態の「検討事項」につきましては、スケジュール表の下に記載させていただいておりますが、地域ごとの課題やニーズ等についてアンケート調査の結果を踏まえ、デマンドタクシー、コミュニティバスまたは無償運送等の「運行手法」の検討や、利用対象者、運行主体、運行エリア、運行日及び運行時間帯等の「運行形態」の検討、さらに交通事業者との調整を図り、検討してまいりたいと考えております。

次に来年度(令和2年度)につきましては、既存の公共交通や新たに選択される交通形態を効率的かつ効果的に運行させる実施施策の検討を6月から7月にかけて行い、地域公共交通網形成計画の骨子案を策定します。骨子案につきましても国交省北陸運輸支局の方からご助言等いただき「素案」としての策定を進め、さらに素案につきましては、市民の皆様からより広くご意見を伺うためのパブリックコメントを令和2年の12月に予定しております。以上、これらの手続きを経て計画策定を進め公表してまいりたいと考えております。

なお、この間の協議会や部会の開催につきましては、概ね年3回程度、必要な時期に開催してまいりたいと考えておりますので、委員皆様のご協力をよろしくお願いいたします。

続きまして、資料22ページ、アンケート調査の概要(案)についてご説明させていただきます。

まず初めに、アンケート調査を実施する目的でございますが、目的の1つ目、市民の交通利用実態として、どの交通手段をどのくらいの頻度でいつ利用しているのか、そしてなぜその交通手段を利用するのか、もしくは利用しないのか等の実態を把握すること。

2点目として、市民の問題意識の確認として、今後の公共交通の方向性を検討するため、塩尻市の公共交通が抱える問題点や交通施策のあり方に関する考え方などの問題意識を確認すること。

3点目として、新たな交通形態に対するニーズの把握として、高齢化の進展に伴い、地域毎の特性や利用ニーズに適した交通形態の導入を検討するため、具体的なニーズ等を把握することを目的としております。

次に22ページの下段になりますが、公共交通が抱えている課題に対して、課題を解決するために、どのような視点でアンケート調査を実施していくか整理したものになります。

まず初めに、緑色の枠で囲った地域振興バスの更なる利便性の向上における課題として、特に近年では平成20年をピークに利用者数が減少していることを鑑みまして、利用者増加に向けた運行

路線やダイヤの見直しが必要になっていることや、特に農山村地域の方が、容易に中心拠点商店や病院にアクセスできることが必要になってまいります。これらの課題を解決するため、アンケート調査においては、特にバス利用者の利用頻度及び行動パターン、経由地や目的地を明らかにすることで、現在の運行路線やダイヤとの不整合の解消してまいりたいと考えております。また、地域振興バスを利用しない、または利用できない方の理由を明確にすることで、地域振興バスの課題を見出し、利用者増加に繋げてまいりたいと考えております。次に黄色の枠で囲ってあります交通弱者のモビリティの確保としましては、公共交通依存度の高い交通弱者に対して、特に高齢者が抱えている課題やニーズに応じて新たな交通形態の導入に向けた検討が急務となっております。このことから、アンケート調査においては、高齢者の日常生活に関することや免許返納の見通し、また新たな交通形態の導入に対するニーズや新たな交通形態を利用する際の費用負担における許容度を把握し、今後の導入検討の基礎資料にしてまいりたいと考えております。

最後に青枠で囲ってあります公共交通同士の連携として、公共交通の利便性をさらに高めるためには、地域振興バスのみならず、JR及びタクシー等との連携が必要になってまいります。この課題に対して、アンケート調査では、市民のJR及びタクシー等の利用実態や満足度、また、JRから地域振興バス及びタクシーに乗り換える際の課題を明確にすることで、公共交通同士が今以上に連携することが可能となるよう調査してまいりたいと考えております。

以上がアンケート調査の概要になりますが、公共交通に対する本格的な調査はこれまで実施した経過ないなかで、地域振興バスが運行開始以来約20年経過し、少子高齢化の進展や社会情勢の変化も顕著になっていることから、今回実施するアンケート調査により、利用者や地域、さらに高齢者をはじめとする交通弱者が抱える課題やニーズを的確に調査し、計画策定を進めてまいりたいと考えております。

議案第5号 塩尻市地域公共交通網形成計画策定スケジュール等については以上になります。

柳沢委員

今後の公共交通協議会のスケジュールについて、確定しているもので3回示されておりますが、現段階で予定している協議内容を教えてください。

事務局 都市計画課 浅川

今年度につきましては、市民ニーズ調査結果またそれに伴う新たな交通形態の検討の中間報告という形で、2月に予定している協議会で報告ができればと考えております。

しかしながら、現段階では詳細なスケジュールまでは落とし込めておりませんので、今後必要な時期に必要なに応じて、皆様にご報告をさせていただきたいと思っております。

(7) 生活交通確保維持改善計画(案)について(事務局 太田説明) 議案第6号 23P~28P

まず、こちらの計画ですが、国の地域公共交通確保維持事業のメニューの中の、地域内フィーダー系統補助申請に必要な、運行計画を会議において承認していただくものでございます。

補助対象路線は北小野線になります。

まず、23ページの資料を参考として、補助内容の概要をご説明させていただきますが、補助対象経費は、運行に係る予測費用から予測収益をマイナスした欠損額の2分の1となっており、補助対象事業者は運行事業者であるアルピコタクシー株式会社です。昨年度の実績では209万6千円となっており、毎年度、国で補助上限額の見直しがございますが、概ね同額の補助を見込んでおります。主な補助要件等は記載のとおりでございます。

資料下の部分になりますが、補助対象系統のイメージとして、北小野線の該当は(2)の交通不

便地域になりますが、交通不便地域として地域間交通ネットワーク塩尻駅にアクセス機能を有する路線運行ということで、国の補助対象となっております。

次に24ページから補助金申請にあたっての具体的な計画でございます。本日もご協議いただく計画は、令和2年度から令和4年度の計画になりますが、バスの事業年度は10月から9月という単位ですので、令和元年10月からの3年間で計画期間となります。計画の名称ですが「塩尻市地域内フィーダー系統確保維持計画」です。

1. の地域公共交通確保維持事業に係る目的・必要性につきましては、記載の通りですが、北小野では勝弦線が平成23年に廃止となった後、北小野地区の一部の地域が交通不便地域となったため、4条路線として平成24年に北小野線を新設し、国の補助の対象となりました。

北小野以外の地域でも民間路線が廃止となってから地域振興バスの運行が始まりましたが、その当時は国の制度がなかったため、現在市内では北小野線のみが対象となっております。

1の欄では、北小野地区の公共交通空白地域に地域振興バスを通す必要性を記載しております。次に「2. 地域公共交通確保維持事業の定量的な目標・効果」ですが、(1) 事業の目標として、北小野線はJR塩尻駅前を起点とし、北小野地区やJR小野駅を経由する経路を1日4便運行する、としております。目標値としては、平成30年度計画において目標として設定していた数値を達成したことから上方修正をさせていただき、乗車人数11.5人、年間利用者数15,700人を目標として掲げております。

次に、ページをめくっていただきまして、25ページになります。「(2) 事業の効果」ですが、「当該路線を維持することにより、交通空白地域が解消され、高齢者等の日常生活に必要な移動手段が確保されるとともに、地域間交通ネットワークとの接続により、広域的な移動手段が確保される。」という内容としております。

次に「3. 2. の目標を達成するために行う事業及びその実施主体」ですが、地域振興バス全路線の運行経路図及び運行時刻表の作成・配布を行うほか、利用状況を分析するとともに利用者アンケートなどを参考に利便性向上につながる施策や運行経路、ダイヤの見直しの他、高齢者運転免許証自主返納支援事業による公共交通の利用促進、網形成計画の検討を具体的な実施する事業として掲げております。

次に「4. 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運行予定者」につきましては、「地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱「表1」を添付するようになっておりますが、本日は主計画のみをお示しさせていただき、添付の表につきましては口頭での説明とさせていただきます。

「表1」の内容につきましては、運行系統名のほか、運行計画等を記載する内容となっております。運行系統名は、通常運行時の「勝弦先廻り」「古町先廻り」、冬期迂回時の「勝弦先廻り」「古町先廻り」の4系統です。

運行予定者ですが、「アルピコタクシー株式会社」となっております。次に26ページの「5. 地域公共交通確保維持事業に要する費用の負担者」につきましては、塩尻市から運行事業者への補助金額については、運賃収入及び国庫補助金を運行経費から差し引いた差額分を負担することとしております。

次に「6. 補助金の交付を受けようとする補助対象事業者の名称」についてですが、こちらは、アルピコタクシー株式会社となります。この補助金は、バス運行事業者が受ける補助金になるため、市からの委託料は、その分減額となります。7～11については、該当がありません。

次に27ページになりますが、「12. 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要についてですが、地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱「表5」を添付することとなっております。「表5」は、交通不便地域を地図で表し、地域内の人口を示す内容となっております。北小野地区の小野駅周辺を除く地域が、交通不便地域となっております。以下13から16までは、該

当しないため記載はありません。次に、28ページになりますが、「17. 協議会の開催状況と主な議論」についてですが、過去6回分の内容について記載をしております。

毎年度6月の会議において、計画内容をお諮りさせていただき、1月の会議において、前年度の事業評価をしております。「18. 利用者等の意見の反映」につきましては、本日お集まりの委員の皆様のほか、車内アンケート調査等により意見を収集し、塩尻市地域公共交通会議等において検討、反映している内容となっております。「19. 協議会メンバーの構成員」につきましては、記載のとおりです。

議案第6号生活交通確保維持改善計画(案)」につきましては、以上でございます。

委員の皆様からのご協議をお願いいたします。

《承認》

(8) 地域振興バス運行経路の一部変更(案)について(事務局 太田説明) 議案第7号 29P~31P

議案第7号地域振興バス運行経路の一部変更(案)として運行事業者であるアルピコタクシー株式会社からの要望により、軽微な運行経路の変更を3件、提案させていただくものです。

まず、29ページになりますが、対象路線は北小野線でございます。

現行の経路では、資料中、青い点線経路で示してある通り、上田集落内の市道を運行していましたが、幅員が狭く一般車両とのすれ違いが困難であるという理由から、赤い線で示してある通り、東側に開通した県道檜川岡谷線を経由して、集落に接続する経路に変更をしたいと思います。

次に30ページになりますが、対象路線は塩尻東線になります。

平成30年のダイヤ改正時にみどり湖団地に経路を延伸し、青い点線で示してあるとおり、団地の中を経由しておりましたが、こちらも道路幅員が狭いことや既存の経路は冬期降雪時に除雪が遅れることがあることから団地の中の展開経路を赤い経路で示したある通り変更させていただきたいと考えております。

最後に31ページになりますが、対象路線は中心市街地循環線の西廻りでございます。

既存の経路は、青い点線経路で示してある通り、桔梗荘からの最短経路で歯科大前バス停に接続しておりますが、こちらも道路幅員が狭く、歯科大の学生も多く通ることから安全性の確保がされないため、幅員が広い赤で示した経路に変更をさせていただきたいと考えております。

なお、桔梗荘前バス停から、歯科大前バス停までは時刻表の所要時間は2分となっており、その後の運行にも大きく影響はないと考えております。

以上、議案第7号の軽微な運行経路の変更について、3案をお示しさせていただきました。

委員の皆様からのご協議をお願いいたします。

《承認》

以上